

安全・安心な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の 存続を求める意見書

東日本大震災は、かつて経験したことがない甚大な被害をもたらしました。現在も被災者の救援や原子力発電所の事故対策、被災地の復旧・復興に向けた取組みが懸命に進められております。今回の大地震では、各地域において国が果たすべき責任と役割の重要性が改めて明らかになりました。

国土交通省では、全ての地方整備局が本省と一体となり、組織の総力をあげて災害対策に取り組み、道路、航路の啓開、被災自治体支援、応急排水、物流の確保などを実施、そして全国からテック・フォース（緊急災害対策派遣）として職員が被災地に駆けつけ、専門性を生かした支援活動を行ってまいりました。また、昨年7月の新潟、福島の大災害や9月に発生した台風12号・15号による近畿・中部地方を中心とした災害も短期間で緊急復旧を行いました。

このように、全国各地で発生する地震災害、台風や豪雨による風水害・土砂災害、東北地方太平洋沖地震の発生により今後の地震活動が活発化する危険性も指摘されるなかで、国に求められることは、防災対策などで地方自治体と一体となって住民の生命と財産を守り、安全・安心を確保する責任と役割を発揮することです。そのためにも安全・安心な生活実現のための社会資本・生活基盤整備、防災対策や施設の維持管理、災害に対する復旧・支援体制の拡充はますます重要となっています。

地域主権改革は、平成22年12月に「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」を閣議決定し、それに基づき地方整備局の廃止・地方移管の工程が具現化されており、地域主権戦略会議では出先機関の原則廃止について検討を進め、意見書を総務大臣に提出し、政府は通常国会へ関連法案の提出に向けて調整しております。

アクション・プランによって検討され、国の出先機関にかわる受け皿とされている広域連合などの組織が、どのような権限と責任で、国の出先機関が果たしている現在の役割を安定的に果たし得るのか疑問であります。

今後起こりうる大地震や大規模風水害等に対して、災害に強い道路整備、河川整備、港湾整備、治山、砂防等の防災対策上必要となる社会基盤整備は、国が責任をもって計画的かつ着実に実施していくことが国の責務であります。

よって、国においては、地方整備局などの国の出先機関を拙速に廃止することなく、大規模災害等に対応しうる態勢を確保すると共に、防災対策上必要となる道路、河川、港湾、治山、砂防等の社会基盤の整備を促進するため、地方整備局などの国の出先機関組織を存続させるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年2月1日

宮城県美里町議会議長 相澤清一

内閣総理大臣	野田佳彦	殿
内閣官房長官	藤村修	殿
総務大臣	川端達夫	殿

国土交通大臣 前田 武志 殿
財務大臣 安住 淳 殿